

医療福祉

1. 医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度（マル福）は、妊産婦、小児、ひとり親家庭、心身に重度の障害をお持ちの方の生活や子育てを支援するため、保険診療分の医療費の一部負担金を助成する制度です。

（所得制限があります）

（1）対象者

①妊産婦 母子健康手帳の交付を受けた方

②小児 18歳（高校3年生相当）までの方

③ひとり親家庭の親子（母子家庭の母子及び父子家庭の父子）

・次に掲げる児童を現に監護しているひとり親家庭の親及びその子

（ア）18歳未満の児童

（イ）20歳未満の児童で一定の障害がある児童

（ウ）20歳未満の児童で高校等在学中の児童

・父母のない児童のうち上記（ア）、（イ）及び（ウ）に掲げる児童

・父母のない児童を現に養育している配偶者のない方又は婚姻したことのない方

・配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている方及びその児童

④重度心身障害者

（ア）身体障害者手帳1級・2級の方

（イ）身体障害者手帳3級でかつ内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害）の等級が3級の方

（ウ）療育手帳^ア・Aの方

（エ）身体障害者手帳3級でかつ療育手帳Bの方

（オ）特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童

（カ）障害年金1級受給者

（キ）精神障害者保健福祉手帳1級の方

※65歳以上75歳未満の方については、障害認定申請により後期高齢者医療制度に加入した方に限ります。

（2）自己負担金

・外来 1日600円（1医療機関ごとに月2回まで）※3回目以降は無料

・入院 1日300円（1医療機関ごとに月3,000円まで）

・調剤薬局 無料

※重度心身障害者については、自己負担金なし

（3）市独自の医療費助成

・妊産婦に対する外来・入院自己負担金助成

・妊産婦に対する県助成対象外疾病に係る医療費の一部負担金助成

・小児に対する外来（3歳未満）・入院（18歳まで）自己負担金助成

※令和5年9月診療分をもって終了となります。

・令和5年10月1日より県助成対象外の小児に対する医療費の助成開始

(4) 所得基準額

○妊産婦・小児

扶養親族者の数	妊産婦：本人又は配偶者の所得基準額* ¹ 小児：父又は母，本人（小児が婚姻している場合は配偶者，義父母も含む）の所得基準額* ^{1*2}	うち老人扶養親族者の数		扶養義務者（祖父母等）の所得基準額
		1人	2人	
		0人	6,220千円	
1人	6,600千円	6,660千円		
2人	6,980千円	7,040千円	7,100千円	

*¹ 扶養親族1人につき380千円を加算し，うち老人扶養親族は1人につき440千円を加算

*² 小児については令和5年10月1日より所得制限が撤廃されます。

○ひとり親家庭の親子

扶養親族者の数	父又は母，子の所得基準額*		扶養義務者（祖父母等）の所得基準額
	うち老人扶養親族者の数		
	1人	2人	
0人	3,016千円		10,000千円
1人	3,396千円	3,496千円	
2人	3,776千円	3,876千円	

* 扶養親族1人につき380千円を加算し，うち老人扶養親族は1人につき480千円を加算

○重度心身障害者

扶養親族者の数	本人の所得基準額*		配偶者又は扶養義務者の所得基準額
	うち老人扶養親族者の数		
	1人	2人	
0人	5,129千円		6,287千円
1人	5,509千円	5,609千円	6,536千円
2人	5,889千円	5,989千円	6,749千円

* 扶養親族1人につき380千円を加算し，うち老人扶養親族は1人につき480千円を加算

※所得から控除される主なものとして，定額控除(8万円)，医療費控除，障害者控除，特別障害者控除，寡婦控除，ひとり親控除などがあります。

(5) 受給該当者数の状況（各年度7月末現在）

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
妊産婦	801人	782人	769人	761人	705人
小児* ^{1*3}	18,984人	21,639人	20,946人	20,422人	20,129人
ひとり親家庭	2,565人	2,474人	2,380人	2,359人	2,224人
重度障害* ²	1,093人	1,099人	1,103人	1,095人	1,096人
重度障害(65歳以上)	1,519人	1,527人	1,568人	1,557人	1,517人
合計	24,962人	27,521人	26,766人	26,194人	25,671人

*¹ 平成30年10月から入院医療費助成を18歳（高校3年生相当）まで対象拡大

*² 平成31年4月から対象者に精神障害者保健福祉手帳1級を追加

*³ 令和3年10月から外来医療費助成を18歳（高校3年生相当）まで対象拡大

2. 未熟児養育医療の給付

未熟児養育医療給付は、身体の発育が未熟なまま生まれ養育を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける際に、治療に要する医療費の一部を助成する制度です。

(1) 対象者

医師が入院養育を必要と認めた次のいずれかの症状のある乳児

- ①出生時の体重が2,000グラム以下
- ②生活力が特に薄弱であり、運動不安、体温が34℃以下、強度のチアノーゼ、生後24時間以上排便なし、黄疸等の症状がある場合

(2) 給付の内容

指定養育医療機関における次の処置

- ①診察
- ②薬剤又は治療材料の支給
- ③医学的処置、手術及びその他の治療
- ④病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤移送(特定の場合に限ります)

(3) 保険給付と自己負担の関係

保険診療分の医療費の自己負担分を市が全額負担した後、保護者に対し世帯の市町村民税額等に応じた徴収金を請求します。ただし、マル福受給者の徴収金については、マル福の医療費助成分を徴収金に充てるため保護者の自己負担はありません。

(4) 給付の状況(各年度3月診療分から翌年2月診療分までの実績)

区分 \ 年度	H30	R1	R2	R3	R4
給付実人数	24人	17人	17人	19人	18人
給付延件数	73件	36件	49件	44件	47件
給付日数	1,340日	641日	1,021日	845日	1,021日
食事回数	3,533回	1,803回	2,846回	2,410回	2,867回